

令和6年度

銚子市育英生
募集のしおり

申込み受付期間

令和6年1月4日(木)から3月29日(金)まで

令和6年度銚子市育英生募集のしおり

本市では、経済的理由により修学が困難な方に対して、育英資金を貸し付けることによりその修学を支援し、もって有為な人材を育成する事業を行っています。

I 申請の要件

次の(1)から(4)までの全てに該当する方が、貸付けの申請をすることができます。

(1) 次の学校のいずれかに入学が決定又は在学していること。

ア 高等学校

イ 高等専門学校及び専修学校（一般課程を除く。以下同じ。）

ウ 大学（短大・大学院を含む。以下同じ。）

(2) 経済的理由により修学が困難であること。

(3) 銚子市に住所を有している方又はその方の子であること。

(4) 性行が正しく、学業に優れ、かつ、成業の見込みのある方であること。

※ 他の奨学金と併せての利用も可能です。また、一家庭から何名でも応募できます。

II 貸付額、貸付期間及び貸付方法

1 貸付額

(1) 高等学校、高等専門学校(第1学年から第3学年まで)及び専修学校(高等課程)

月額 10,000円

(2) 高等専門学校(第4学年及び第5学年)、専修学校(専門課程)及び大学

月額 20,000円

2 貸付期間

育英生に決定した月から在学する学校の正規の修業期間が終了する月までの期間

3 貸付方法

原則として、毎月1か月分を、直接本人の預金口座に振込

4 利息

無利息でお貸しします。

III 申請及び貸付けの決定

1 申請期間

令和6年1月4日(木)から3月29日(金)まで

8:30~17:15 (土曜日・日曜日・祝日は除く。)

2 募集予定人数

(1) 高校等 (月額10,000円貸付) 3名

(2) 大学等 (月額20,000円貸付) 15名

3 申請書類及び提出先等

(1) 申請書類

書類名	説明
1 育英資金貸付申請書 ※	
2 合格通知書の写し又は在学証明書	
3 学業成績性行調書 ※	在籍校又は卒業校に依頼のこと。 (本人開封無効)
4 成績証明書	
5 世帯全員の住民票の写し	市民室窓口で交付(本籍・続柄記載のもの)
6 世帯全員の収入を証する書類 (収入のある者のみ)	所得証明書は税務課窓口で交付
7 連帯保証人調書(2人) ※	身元が確実で独立の生計を営む成年者。 原則として2人のうち1人は親権者。
8 連帯保証人の収入を証する書類	所得証明書は税務課窓口で交付

(注1) ※印の用紙は、教育総務室でお渡しします。

銚子市ホームページ (<https://www.city.choshi.chiba.jp/edu/education/index0231.html>) からダウンロードすることもできます。

(注2) 世帯全員の住民票の写し、所得証明書については発行されてから3カ月以内のものをご提出ください。

(2) 提出先及び提出方法

銚子市教育委員会 学校教育課 教育総務室へ持参
電話 (24) 8725

4 審査及び貸付けの決定

(1) 審査方法

育英資金の貸付けの可否は、申請書類に基づいて、育英資金貸付審査委員会(4月開催)で審査の上、決定します。

(2) 貸付決定の通知

「育英資金貸付可否決定通知書」により、本人あてに通知します。

貸付けが決定された方は、決定通知書を受領した日から指定された日までに下記の書類が必要になります。

- 1 誓約書(連帯保証人2人の連署及び実印の押印が必要です。)
- 2 連帯保証人の印鑑登録証明書
- 3 親権者等以外の連帯保証人の住民票
- 4 振込口座届

※ 提出が遅れますと貸付決定を取り消すことがあります。

IV 届出

- 1 次に該当する場合は、ただちに届出をしてください。
 - (1) 育英生本人又は連帯保証人の氏名又は住所を変更したとき。
 - (2) 入学する学校、勤務先その他重要な事項を変更したとき。
 - (3) 貸付けを辞退するとき。
 - (4) 退学・転学をしたとき。
 - (5) 停学の処分を受けたとき。
 - (6) 休学・復学をしたとき。
 - (7) 1月以上続けて欠席したとき。
 - (8) 育英生本人が死亡したとき。
 - (9) 連帯保証人を変更するとき。
- 2 毎年、在学証明書又は現況報告書を提出してください。

V 貸付金の返還

1 返還方法

貸付期間が終了した場合は、その半年後から、貸付けを受けた月数の2倍の期間内で、月賦・半年賦・年賦のいずれかの方法を選択して返還していただくこととなります。

この返還金を、次の育英生に貸し付けるお金に充てており、返還が円滑に行われなければ今後の貸付けに支障が生じることとなりますので、必ず返還をお願いいたします。

2 返還の猶予及び免除

- (1) 上級学校への進学又は災害・負傷・病気などの特別な事情により返還が困難となった場合は、返還が猶予されることがあります。
- (2) 本人が死亡するなどの特別な事情で返還が不能となった場合は、貸付金の全部又は一部について返還が免除されることがあります。

※ どちらの場合にも申請が必要となります。

3 返還の遅延

(1) 督促

返還期日までに返還されないときは、電話等による督促や督促状を送付します。

(2) 延滞金

正当な理由がなく返還を怠ったときは、延滞金を徴収します。

(3) 長期滞納

長期の滞納があった場合は、担当職員が本人や保証人の自宅及び勤務先へ直接伺い、返還についての指導をすることがあります。

(4) 法的措置

育英資金の返還が著しく滞った場合は、民事訴訟法に基づく法的措置を取ることがありますので、十分注意してください。

育英資金貸付申請書

年 月 日

銚子市長様

申請者 住 所
ふりがな
氏 名
生年月日

親権者等 住 所
氏 名

※ 申請者が未成年者の場合に記載すること。

私は、育英資金の貸付けを受けたいので、次のとおり申請します。

1 育英資金の貸付けを必要とする理由 (詳細に記入)

2 世帯の状況

ふりがな氏名	続柄	年齢	職業等 (勤務先、学校名等)	前年中の収入額
				千円
				千円
				千円
				千円
				千円

※ 「年齢」欄は「令和6年4月1日」現在の年齢を記入してください。

3 履歴 (小学校入学から記載)

- ・ 年 月 日 小学校 入学
- ・ 年 月 日 小学校 卒業
- ・ 年 月 日 中学校 入学
- ・ 年 月 日 中学校 卒業
- ・ 年 月 日 高等学校 入学
- ・ 年 月 日 高等学校 卒業
- ・ 年 月 日
- ・ 年 月 日

4 他の奨学金等について (該当する番号に○)

- ・ 他の奨学金 (1 受けている 2 申請中 3 受けていない)
- ・ 授業料の減免 (1 受けている 2 申請中 3 受けていない)

添付書類	1 合格通知書の写し又は在学証明書	2 学業成績性行調書
	3 成績証明書	4 住民票の写し (世帯全員)
	5 収入を証する書類 (世帯全員) (所得証明書)	6 連帯保証人調書
	7 収入を証する書類 (連帯保証人) (所得証明書)	8 ()

様式第2号 (第2条第2号関係)

学 業 成 績 性 行 調 書

住 所

ふりがな

氏 名

生年月日

(1 在学中 2 年 月卒業)

上記の者について、学業成績及び性行は次のとおり相違ありません。

年 月 日

学校名

校長 (学長) 名

印

1 学業成績 (別紙「成績証明書」のとおり)

2 性行資質 (操行、挙動、長所、短所等)

3 家庭向学の態度等

4 校長 (学長) の推薦理由

※ 開封のものは無効とする。

連 帯 保 証 人 調 書

連帯保証人 住 所
ふりがな
氏 名

印

次のとおり相違ありません。

1 本 籍 地

2 生年月日 年 月 日

3 電話番号 ()

4 職 業

5 申請者から見た関係

6 前年中の収入額 円

年 月 日